

奈良県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出のあった平成十一年四月十一日執行の奈良県議会議員選挙の添上郡・奈良市選挙区における候補者荻田義雄にかかる選挙運動費用収支報告書（第二回分）について、一部訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定により、平成十一年十二月奈良県選挙管理委員会告示第八十三号（奈良県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

令和四年八月三十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

候補者荻田義雄（第二回分）にかかる公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中

「（氏名、団体名）（職業）（寄附額）「（氏名、団体名）」

円を

0」 荻田義雄

（職業）（寄附額）

円を「今回計」を0」を

奈良県議会議員 160,000」

「今回計 160,000」を「総計 2,900,000」を

「総計 3,060,000」を「家屋費 0」を

「家屋費 160,000」を「選挙事務所費 0」を

「選挙事務所費 160,000」を「今回計 266,619」を

「今回計 426,619」を「総計 3,503,754」を

「総計 3,663,754」に改める。